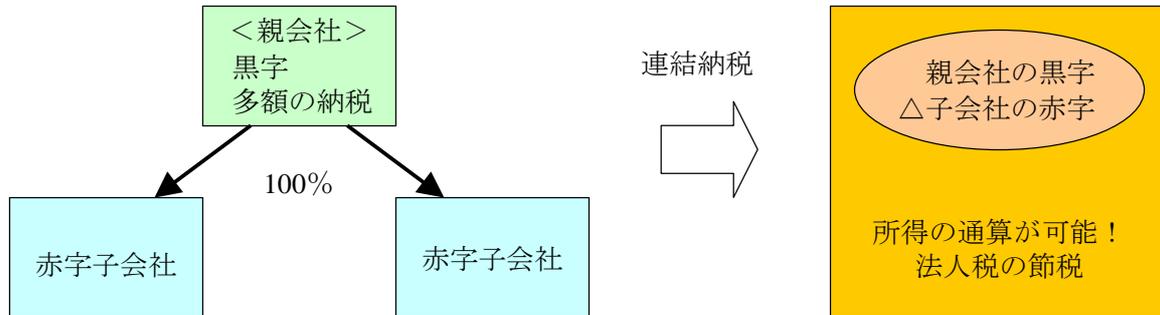


太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 連結納税制度

連結納税制度とは、国内の完全親子関係（100%）にある企業グループを一つの納税単位として、連結親法人がグループ全体の法人税の申告納付を行う制度です。連結納税を選択するか否かにあたっては、メリット・デメリットを慎重に考慮する必要があります。



1 連結納税の主なメリット

- ① グループ内の所得と欠損金の通算
⇒グループ内に黒字会社と赤字会社がある場合には、黒字と赤字が通算され法人税額が減少する効果があります。
- ② 組織再編成の促進
⇒会社分割等を行っても、グループ全体での法人税額が増えないメリットがあり、組織再編成が比較的行いやすくなります。
- ③ 繰越欠損金の有効活用
⇒連結納税適用前の親会社の繰越欠損金
連結納税適用後の子会社の繰越欠損金 } 連結ベースで繰越控除ができるため、繰越期限切れ（権利放棄）が少なくなります。
- ④ 時価評価損益の計上
⇒連結納税開始・加入時に子会社保有資産の時価評価（含み損益の計上）が必要な場合があるため、所得計算上有利になることがあります。
- ⑤ 連結法人間の取引の損益繰延
⇒連結法人間での固定資産等の譲渡益を繰延べられる場合があります。

2 連結納税の主なデメリット

- ① 事務作業量が増加します。（申告期限の2月間の延長の特例が設けられています）
- ② 連結納税適用前の子会社の繰越欠損金額は、原則として引き継げず、切捨てとなります。
- ③ 連結法人間の寄付金は、全額が損金不算入となります。
- ④ 連結納税開始・加入時に子会社保有資産に含み益がある場合、評価益に課税される場合があります。
- ⑤ 連結子法人が中小企業の優遇税制を受けていた場合において、連結親法人の資本金が1億円超のときは税率、交際費等の取扱いが不利になります。

お見逃しなく！

- ・ 連結納税開始にあたっては、連結納税開始事業年度の6月前の日までに申請が必要です。
- ・ 一度連結納税の承認を受けると、特別な理由がない限り、継続適用しなければなりません。
- ・ 100%子会社は強制加入であり、任意による選択は認められません。
- ・ 地方税・消費税は、従来どおりの単体申告となります。